

令和2年度 第5回三和区地域協議会次第

日時:令和2年10月29日(木)
午後6時30分から
場所:三和コミュニティプラザ
3階 多目的ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

- ・三和ふれあい農園の休止について

資料No.1

4 協議事項

- (1) 各種団体への温浴・宿泊施設の説明の状況について

資料No.2

- (2) 令和2年度地域活動支援事業採択方針等の振り返りについて

資料No.3-1

資料No.3-2

資料No.3-3

5 その他

6 閉 会

三和ふれあい農園の休止について

○市の対応方針

- ・令和2年度をもって休止する。

(休止の理由)

- ・これまで都市農村交流に一定の成果を上げてきたが、既に農園借受者が固定化するとともに、減少傾向にあることから、令和2年度末をもって農園を休止する。

1 設置目的

豊かな自然資源や美しい山里の景観を持った市民農園を運営し、都市住民の多様なニーズに対応した農業体験と農村交流を提供し、農業・農村に対する理解促進を図る。

2 施設の概要

- ・所在地：三和区大 884 番地 3 ほか
- ・設置年月：平成7年2月
- ・総面積：6,000 m²（うち農園面積 5,040 m²）
- ・区画数：(畑) 43 区画
- ・補助事業名：農業農村活性化農業構造改善事業
- ・事業費：39,800 千円（うち国 15,920 千円）
- ・附属施設：管理棟 1 棟 38.51 m²
- ・貸付料金：1 m²当たり年間 25 円

3 施設の利用状況

・年度別利用実績

区分	H28	H29	H30	R1	R2
契約区画数	27 区画	31 区画	26 区画	23 区画	16 区画
契約者数	17 人	21 人	17 人	15 人	11 人

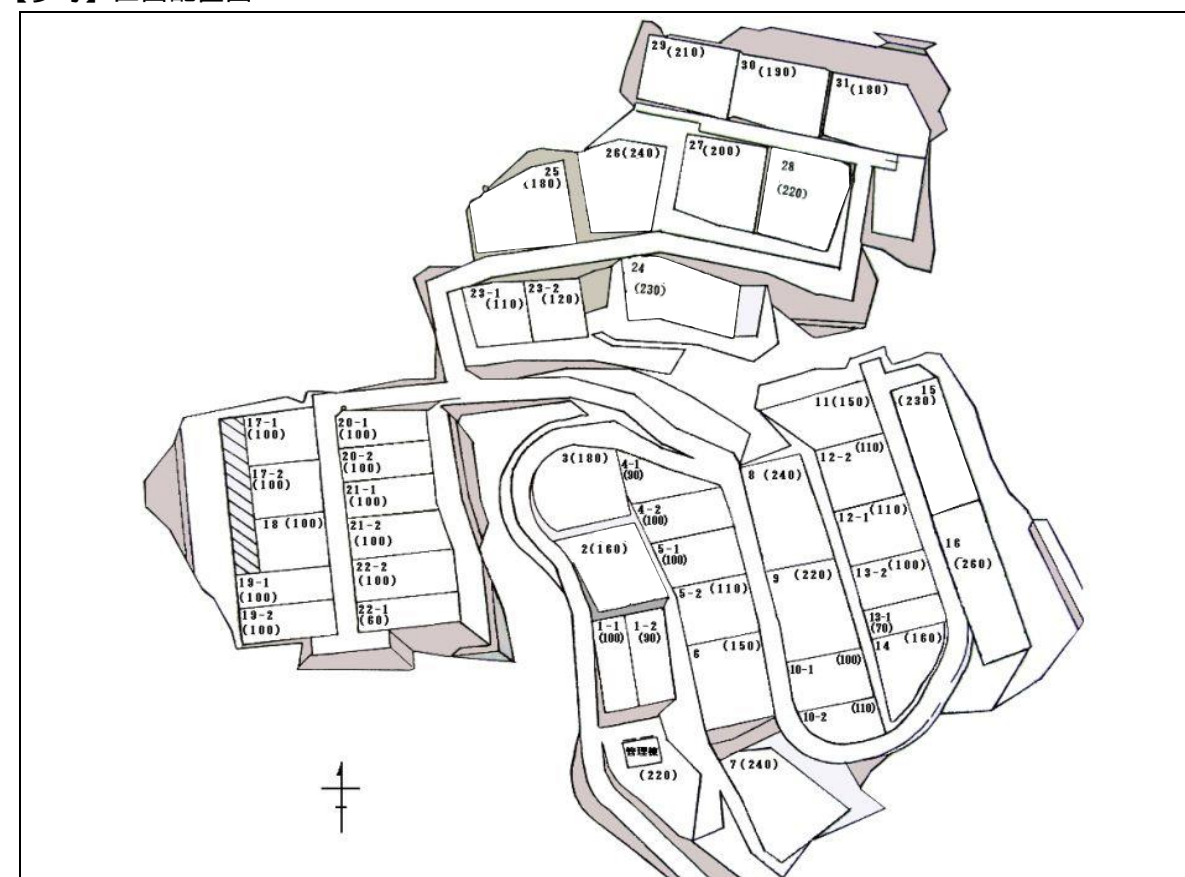
4 地元との協議経過等

平成 31 年 2 月	<p>農園契約者への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌年度の農園契約意向等の調査にあわせて、農園契約者に対し、施設の休止について説明を行い、すべての契約者から令和2年度をもって農園を休止することに了解を得た。 <p>三和区 大東町内会長に方針説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度をもって施設を休止する方針を説明し、了解を得た。
----------------	--

5 休止後の管理方法

市直営（業務委託等）で草刈りを行い適正な管理を行う。

【参考】区画配置図



説明に対する意見一覧表

施設名：三和ネイチャーリングホテル米本陣

○13団体101名(三和区地域協議会、コミュニティプラザ利用団体7、米本陣すまいるクラブ、民生委員・児童委員協議会、スポーツ団体2、三和方面隊役員)
○20歳～70歳代

	全体像	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の設置目的の「農村生活の体験の場」がなくなっている。滞在型農村体験施設に戻してはどうか。 ・体験農園は特色があり、施設をPRするにはよかったのではないかと。 ・施設自体どうしたいのか。他から集客したいのか(宿泊)、地元から集客をしたいのか(温浴、宴会)見えない。 ・人口減少を理由に言い訳がましい。米本陣の目指しているところ、方向性が分からない。 ・ホテルと付くネーミングから敷居が高く感じられ気軽に入れにくい。また、形式(ホテル名称)にこだわっているのか気楽にくつろぐことができない。 ・特に良くも悪くもないため、何かに特化した戦略で差別化しなければいけない。 ・米と酒の謎蔵、味の謎蔵が訪問医療施設なので、高齢者やハンディキャップのある方に特徴ある(優しい)施設にしてはどうか。 ・三和区隣接地域(浦川原、頸城、清里)に類似施設がなく、平地から少し高い立地で誰もが行きやすい場所である。経営を工夫すれば市民(高齢者)の福利厚生の施設として安定した利用者数は確保できると思われる。 ・体育館とセットにし、利用料金も安くして合宿誘致するなど方向転換も必要である。 ・現在も毎年利用するリピーターはいると思うが、年1回では利益が上がらない。時代や年代により興味が違うためどこをターゲットにするのかも考えていかなければいけない。 ・地域の活性化の起爆剤として期待している。 ・他県在住の親戚や同級生など実家で宿泊できない場合に米本陣に宿泊している。三和区に宿泊施設は、絶対一つは必要だ。 ・三和区にとって米本陣は区のランドマーク的存在である。地域資源と連携、融合することで、今以上に区及び市にとって活用できる有効な施設となることから存続が必要である。
	料金	<ul style="list-style-type: none"> ・料金設定が高い。どういうコンセプトでこのような価格設定なのか。 ・当初の目的は農村生活体験施設で低料金だったと思う。その後コンセプトを高級ホテルになったのではないかと。
	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・風呂が狭く、夏の日差しが強すぎる。また、一番奥で場所が悪い。 ・宿泊以外に他に楽しめる施設がなく、宿泊と宴会だけでは利用者の年代に限られる。 ・子供が楽しめる施設がない。以前、米と酒の謎蔵に隣接した所に設置されていた遊具は孫たちに好評だったため、その遊具を復活させてほしい。 ・ログハウスの活用(犬や猫と泊まれる施設、バーベキュー等で団体が安価で宿泊できるプラン)
利用	料理	<ul style="list-style-type: none"> ・三和ならではの料理を期待しているのに、意外と普通である。 ・料理はいつも同じで、ビアガーデンは残念だった。 ・変わっていないように見えてるが、実際はお客様によって少し料理も変えたりして従業員も努力している。 ・会社でも利用するが料理が好評である。
	イベント・日帰り温浴	<ul style="list-style-type: none"> ・企画努力がなく、次来てもらうにはどうすればよいか考えていない。 ・子どもが楽しめるイベントがあれば、当然親もついてくるので利用者の増加につながる。 ・宿泊客に対して楽しめるイベント的なものがない。宿泊だけでは魅力がないため行先候補から外れる。 ・リピーターを作るために、四季折々の見どころを作る。(山菜、紫陽花、芝桜等ある他区の施設へ行ってしまおう。) ・米と酒の謎蔵施設に医療法人の方が来られているが、その方たちと連携して健康教室を開催するなど、宿泊とセットで催し物を計画できないか。 ※朝市、スイーツバイキング、屋台村、自然を活かした体験イベント など ・温浴施設で食堂や休憩所、コロナの関係でサウナが利用できなくなればお客は来ない。少し遠くでもある場所へ行く。サービスを減らせばお客は来るわけがない。 ・無駄が無いようにしているのは理解できるが利用しにくい。 ・長期間同じ状態では飽きられる。手ぶらでバーベキューなど社会情報にあったやり方を工夫しなければいけない。 ・せめて休憩所は必要である。持ち込みができてゆっくりできればそれでいい。
	周知	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年町内の新年会は米本陣と決めて利用しているが、施設からの案内や声掛けがなく残念である。 ・市のアピールが足りない。 ・PRがないため何をやっているかわからない。少なくとも区内はしっかりやってもらいたい。 ・施設の営業が足りない。もっと努力が必要。特に老人会は、コロナ禍で近場を考えているところも多いため上手に利用すればよい。 ・施設へ行くまでの道路標式がわかりにくい。案内看板を大きく見やすくしてほしい。 ・ネット等を活用して宣伝していく。 ・インスタグラムを見たが工夫する必要がある。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを辞める前に努力し企画を工夫するべきではないか。この状況になって聞かれても困る。 ・三和区として一つしかない灯を消したくないが三和区民だけではどうにもならない。 ・宿泊中心になれば地元ばかりでの応援ではダメだ。 ・宿泊は常時利用できないが、町内会班の宴会などの利用で協力している。 ・米本陣まで行く路線バスがない。単人数だと自家用車がないと行けないので、区内間は1日1回米本陣までの循環バスを運行してはどうか。老人を大切にもらいたい。 ・コロナの関係で思うような営業ができない為なのか従業員のやる気が感じられない。モチベーションが低い。吉川ゆつたりの郷の従業員は活気があって、とてもよかった。
	市財政	<ul style="list-style-type: none"> ・米本陣は村が整備を進めた施設のため、最初から補助金ありきで利益度外視の施設だった。 ・行政は商売するべきではない。経済活動等を支援するまでと考える。 ・三和区にあればうれしいが、財政面を見るとそうは言えない状況なのかも思う。
	第三セクター	<ul style="list-style-type: none"> ・他の三セク(施設)とお互いの強み弱みを話し合い、協力すべきだと考える。 ・会議に三和振興の社長、JHDの社長が出席すべきと考える。 ・計画と実績の差異はなにか。どのような変更計画を立てたのか。 ・JHDの経営形態は成功したのか。 ・時間短縮や休止によりどのくらい経費削減できるのか。 ・経営改善の方向性として、人件費削減が最初に来るとよくない。モチベーションにかかわる。 ・JHD全体での横の連携が必要ではないか。 ・経営者が公的な立場を抜けられないのが問題。民間であれば社長が借金してでも続ける。現場の人たちが一般の考えとかけ離れている。 ・素人が経営しているから駄目である。民間のノウハウを持っている人がするべきである。新しい会社が出てくればまた応援すればよい。 ・現在のスタッフの処遇はしっかりとしていきたい。 ・三和区の良さを区内外に発信するために地域と連携した施設経営を望む。 ・経営が悪化している中で、農協観光やJTB、近畿日本ツーリストなど旅行観光業界から診断を受けてはどうか。地元住民として、何をすればよいかの判断材料になる。 ・最近、米本陣の利用者が施設に対し、いろいろな提案をしたが、特に返答はない、経営者が何とかしようと意欲がない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の説明をもって地域協議会委員が「説明を受け納得した」ということにしないでいただきたい。 ・この場だけの問題ではない。三和区だけの問題でもない。 ・廃止に向けて進んだ場合、理由として、区民の意見が一番だということにはしてほしい ・廃止となった場合は、介護の施設として利用してはどうか。 ・民間が運営したほうが大胆な発想で経営できる。そもそも行政が関わると改革はできない。 ・民間に移行した施設が魅力的になり利用するようになった。 ・市全体の施設で消防団割引等を市として作ってほしい。そうすれば民間へ行かずに市の施設へ行く。

ホテル米本陣 客室稼働率(平成31年・令和元年度)

月別	稼働日	本館(10)			ログハウス(3)			米本陣(13)		
		利用可能数	利用数	稼働率	利用可能数	利用数	稼働率	利用可能数	利用数	稼働率
H31.4月	29	290	121	41.7%	87	18	20.7%	377	139	36.9%
H31.5月	30	300	112	37.3%	90	22	24.4%	390	134	34.4%
R1.6月	28	280	117	41.8%	84	14	16.7%	364	131	36.0%
R1.7月	30	300	113	37.7%	90	18	20.0%	390	131	33.6%
R1.8月	31	310	226	72.9%	93	52	55.9%	403	278	69.0%
R1.9月	28	280	103	36.8%	84	15	17.9%	364	118	32.4%
R1.10月	29	290	110	37.9%	87	10	11.5%	377	120	31.8%
R1.11月	28	280	138	49.3%	84	11	13.1%	364	149	40.9%
R1.12月	27	270	94	34.8%	81	13	16.0%	351	107	30.5%
R2.1月	28	280	44	15.7%	84	21	25.0%	364	65	17.9%
R2.2月	27	270	78	28.9%	81	0	0.0%	351	78	22.2%
R 1 ² .3月	29	290	34	11.7%	87	0	0.0%	377	34	9.0%
合計	344	3440	1290	37.5%	1032	194	18.8%	4472	1484	33.2%

令和2年度 部門損益計算書(計画)

三和振興株式会社

税抜

単位:円

令和2年4月1日～令和3年3月31日

勘定科目	ホテル米本陣
指 定 管 理 料	2,500,000
利 用 料 売 上	1,000,000
飲 食 売 上	33,000,000
売 店 売 上	2,100,000
自 販 機 売 上	140,000
そ の 他 売 上	50,000
手 数 料 収 入	50,000
純 売 上 高	38,840,000
期 首 商 品 棚 卸 高	188,880
飲 食 仕 入	8,283,359
自 販 機 商 品 仕 入	121,215
売 店 商 品 仕 入	1,793,630
そ の 他 仕 入	1,293,926
期 末 商 品 棚 卸 高	181,010
売 上 原 価 計	11,500,000
売 上 総 利 益	27,340,000
役 員 報 酬	0
給 与 手 当	25,400,000
賞 与	0
臨 時 社 員 給 与	8,700,000
法 定 福 利 費	4,200,000
福 利 厚 生 費	190,000
退 職 金 掛 金	660,000
旅 費 交 通 費	0
通 信 費	860,000
販 売 促 進 費	60,000
送 配 達 費	0
広 告 宣 伝 費	1,180,000
接 待 交 際 費	230,000
燃 料 費	6,000,000
水 道 料	1,300,000
ガ ス 料	580,000
電 気 電 力 料	6,200,000
車 輛 関 係 費	1,270,000
租 税 公 課	650,000
新 聞 図 書 費	100,000
管 理 諸 費	3,870,000
支 払 手 数 料	3,650,000
諸 会 費	75,000
寄 付 金	3,000
衛 生 費	3,600,000
賃 借 料	1,600,000
保 険 料	670,000
修 繕 費	520,000
消 耗 品 費	2,879,000
研 修 費	5,000
催 事 費	25,000
減 価 償 却 費	88,000
雑 費	15,000
販売費及び一般管理費計	74,580,000
營 業 損 益	▲ 47,240,000
受 取 利 息 ・ 配 当 金	1,000
雑 収 入	49,000
支 払 利 息	▲ 100,000
營 業 外 損 益	▲ 50,000
経 常 損 益	▲ 47,290,000
法 人 税 等 還 付 金	0
特 別 利 益	0
税 引 前 当 期 純 損 益	▲ 47,290,000
法 人 税 等	
当 期 純 損 益	▲ 47,290,000

令和2年度 累計損益対比一覧表

三和振興株式会社

勘定科目	R2.9月まで	前期	差	計画	差
指定管理料	1,250,000	2,700,000	▲ 1,450,000	1,250,000	0
利用料売上	375,730	1,567,782	▲ 1,192,052	0	375,730
飲食売上	12,104,964	51,891,995	▲ 39,787,031	10,058,678	2,046,286
売店売上	668,109	3,043,209	▲ 2,375,100	549,669	118,440
自販機売上	42,524	205,417	▲ 162,893	37,000	5,524
その他売上	16,365	33,336	▲ 16,971	20,455	▲ 4,090
手数料収入	16,337	68,236	▲ 51,899	18,924	▲ 2,587
純売上高	14,474,029	59,509,975	▲ 45,035,946	11,934,726	2,539,303
期首商品棚卸高	188,880	1,560,528	▲ 1,371,648	188,880	0
飲食仕入	2,634,472	11,146,511	▲ 8,512,039	2,545,218	89,254
自販機商品仕入	54,986	139,053	▲ 84,067	33,665	21,321
売店商品仕入	496,058	2,357,504	▲ 1,861,446	465,932	30,126
その他仕入	250,788	2,120,993	▲ 1,870,205	376,273	▲ 125,485
期末商品棚卸高	0	1,442,478	▲ 1,442,478	181,010	▲ 181,010
売上原価計	3,625,184	15,882,111	▲ 12,256,927	3,428,958	196,226
売上総利益	10,848,845	43,627,864	▲ 32,779,019	8,505,768	2,343,077
給与手当	12,243,968	13,710,008	▲ 1,466,040	12,709,355	▲ 465,387
賞与	0	1,172,700	▲ 1,172,700	0	0
臨時社員給与	3,603,607	6,295,055	▲ 2,691,448	3,496,393	107,214
法定福利費	2,203,774	2,163,193	40,581	2,098,839	104,935
福利厚生費	58,781	94,266	▲ 35,485	112,227	▲ 53,446
退職金掛金	335,050	319,700	15,350	329,670	5,380
旅費交通費	0	0	0	0	0
通信費	391,169	478,948	▲ 87,779	477,701	▲ 86,532
販売促進費	0	46,667	▲ 46,667	20,000	▲ 20,000
広告宣伝費	191,903	545,287	▲ 353,384	571,829	▲ 379,926
接待交際費	18,945	81,854	▲ 62,909	110,000	▲ 91,055
燃料費	1,476,846	2,801,686	▲ 1,324,840	2,533,520	▲ 1,056,674
水道料	389,925	766,790	▲ 376,865	710,000	▲ 320,075
ガス料	107,700	311,989	▲ 204,289	235,300	▲ 127,600
電気電力料	2,543,353	3,601,714	▲ 1,058,361	3,154,530	▲ 611,177
車輛関係費	588,196	940,540	▲ 352,344	804,855	▲ 216,659
租税公課	49,710	129,238	▲ 79,528	330,000	▲ 280,290
新聞図書費	30,845	47,814	▲ 16,969	50,003	▲ 19,158
管理諸費	1,746,508	1,384,263	362,245	2,199,408	▲ 452,900
支払手数料	2,894,024	2,399,097	494,927	2,057,471	836,553
諸会費	44,500	70,500	▲ 26,000	69,000	▲ 24,500
寄付金	0	0	0	0	0
衛生費	916,956	2,148,553	▲ 1,231,597	1,834,205	▲ 917,249
賃借料	521,004	867,811	▲ 346,807	800,750	▲ 279,746
保険料	214,500	235,770	▲ 21,270	287,950	▲ 73,450
修繕費	253,580	97,428	156,152	250,000	3,580
消耗品費	1,275,946	1,398,266	▲ 122,320	1,584,547	▲ 308,601
研修費	3,636	0	3,636	2,200	1,436
催事費	0	0	0	0	0
減価償却費	1,800	16,800	▲ 15,000	40,300	▲ 38,500
雑費	13,918	36,500	▲ 22,582	6,000	7,918
販売費及び一般管理費計	32,120,144	42,162,437	▲ 10,042,293	36,876,053	▲ 4,755,909
営業損益	▲ 21,271,299	1,465,427	▲ 22,736,726	▲ 28,370,285	7,098,986
受取利息	27	60	▲ 33	0	27
受取配当金	770	640	130	0	770
雑収入	10,638,260	69,138	10,569,122	0	10,638,260
営業外収益	10,639,057	69,838	10,569,219	0	10,639,057
支払利息	37,884	58,034	▲ 20,150	6,448	31,436
雑損失	0	0	0	0	0
営業外費用	37,884	58,034	▲ 20,150	6,448	31,436
経常損益	▲ 10,670,126	1,477,231	▲ 12,147,357	▲ 28,376,733	17,706,607
他特別利益	11,441,000	0	11,441,000	0	11,441,000
法人税等還付金	0	141	▲ 141	0	0
税引前当期純損益	770,874	1,477,372	▲ 706,498	▲ 28,376,733	29,147,607
当期純損益	770,874	1,477,372	▲ 706,498	▲ 28,376,733	29,147,607
税引前当期純損益	770,874	1,477,372	▲ 706,498	▲ 28,376,733	29,147,607
法人税等	0	0	0	0	0
当期純損益	770,874	1,477,372	▲ 706,498	▲ 28,376,733	29,147,607

令和2年度 地域活動支援事業 今後のスケジュール (案)

資料No.3-1

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
通常	<ul style="list-style-type: none"> ・当初募集 (3週間程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者等配布 ・質問書提出 ・提案者へ質問配布 ・プレゼンテーション ・採点 ・審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・追加募集 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者等配布 ・質問書提出 ・提案者へ質問配布 ・プレゼンテーション ・採点 ・審査 				<ul style="list-style-type: none"> ・採択方針協議 		<ul style="list-style-type: none"> ・次年度の採択方針等決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談周知 (団体送付、広報無線、地域協議会だより、回覧) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談受付 ・活動報告会 (次年度採択方針説明含む)
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・当初募集 (1日～24日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者等配布 ・質問書提出 ・提案者へ質問配布 ・質問事項回答を委員へ配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問事項回答を委員へ配布 ・委員から採点票提出 ・審査 				<ul style="list-style-type: none"> ・課題把握等 	<ul style="list-style-type: none"> ・採択方針協議 		<ul style="list-style-type: none"> ・次年度の採択方針等決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談周知 (団体送付、広報無線、地域協議会だより、回覧) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談受付 ・活動報告会 (次年度採択方針説明含む)

令和3年度地域活動支援事業三和区採択方針検討資料

項 目		令和2年度	令和3年度	備 考
募集期間		4月1日（水）から4月24日（金）（土、日曜日を除く）		
補助率 限度額	補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・10/10以内 ※事業内容、審査の結果により補助金額の減額・調整を行う場合がある。 ・同一団体の同一事業については、採択3回目から8/10以内 ※令和元年度事業からカウントする。 		
	上 限	150万円		
	下 限	1万円		
採 択 方 針		6項目（別紙参照）		
提案件数の制限		制限しない		
ヒアリング・ プレゼンテーション		プレゼンテーションを含めたヒアリングを実施する。また、必要に応じて現地確認を行うことができる。		
審査方法	説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング時に提案者が説明 ・必要に応じて事務局の補足説明 		
	協議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員による協議 （欠席した場合は放棄したとみなし、途中での参加も認めない。） ・不採択となった事業について提案者に伝えるため、具体的な理由を委員全員で協議する。 		
	採点	採点票により委員個々に採点		
	利害 関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・提案団体の代表者が委員の場合、審査から除外する。 ・提案事業に関わっている場合は委員の自主判断とする。 		
	審査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・基本審査 ・三和区の採択方針 ・共通審査基準（1点と採点した場合に理由を記入する。） 		
補助対象外		防犯灯等のLED化		
傾斜配分		なし		
採 択 ラ イ ン (下限点数)の設定		13点（25点満点）		
採択事業の決定		ボーダーライン上の事業及びその下位の順位で採択ラインに達している事業について、事業内容等を勘案し全体協議を経て、補助金額等を調整し採択することができる。		
追加募集		残額が配分額の5%を目安とし、追加募集を行う。ただし、追加募集は、1回とする。		
そ の 他		5万円以上の経費は、2社からの見積書を添付する。		

三和区の住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、優先的に採択する事業

- ① **「地域活性化事業」**
地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業（例 祭り、講演会、フォーラムの開催など）
- ② **「安全・安心サポート事業」**
子どもから高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらう事業。例 防犯・防災対策、子ども高齢者見守りなど）
- ③ **「地域農業振興事業」**
農業の担い手育成や、農業資源を活用し新たな価値を創出する事業。（例 農作業体験、担い手研修など）
- ④ **「歴史的資産の保全・保存事業」**
後世に残すべき自然・環境・文化財などを保存する事業（例 環境保全のための植林、文化財の整備など）
- ⑤ **「健全育成または健康推進事業」**
子どもから高齢者まで広範囲にわたり健康を推進する事業や人材の育成事業（例 スポーツ体験・交流イベント、高齢者介護ボランティア体験など）
- ⑥ **「人材養成・確保事業」**
地域自治を担う人材を養成・確保する事業（例 観光ボランティアの育成など）

令和2年度 地域活動支援事業 三和区地域協議会審査手順

◎スケジュール（当初のもの）

月 日	項 目	内 容
4月1日(水)～4月24日(金) 土曜日、日曜日を除く	・提案書の受付 ・ヒアリング等の周知 (日程が未定のため未)	・一定の基準による審査 ・担当課への所見依頼 ・提案者への概要説明
5月中旬	・提案書の事前配付 ・提案者への質問事項の取り まとめ	・委員による自己採点 ・質問事項を事務局へ提出 ・提案者へ質問事項の送付
6月上旬	・提案者へのヒアリング等 ・地域協議会の審査	・提案内容のヒアリング等 ・採択すべき事業、採択すべ きでない事業の決定 ・追加募集実施の有無
6月中旬	・採択事業の内定	・提案者へ通知 ・補助金交付申請書提出依頼

1. 提案書の受付

(1) 一定の基準による審査

- ① 提出書類に不足はないか。
- ② 提出書類のうち、様式については所定のものを使用しているか。
- ③ 提出書類に乱丁・落丁がないか。
- ④ 提出書類の記載内容が明確なものになっているか。
- ⑤ 提出書類の記載内容に矛盾はないか。
- ⑥ 提出書類の記載内容に法令等に反する行為の記述はないか。
- ⑦ 提案書の「上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約」が記入されているか。
- ⑧ 他の補助制度と重複して助成を受けていないか。
- ⑨ 提案事業が実施要綱で対象外とするものではないか。
- ⑩ 事業に係る経費が十分に計画されたもの、精査されたものといえるか。また、安易に計画変更できると考えていないか。
- ⑪ 実施要綱に基づき、補助対象経費として不適当な経費が計上されていないか。また、公金の支出として不適当な経費が計上されていないか。
- ⑫ 工事や備品購入については、それらが地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、それらを利用して住民の皆さんの活動が行われるか。
- ⑬ 備品購入を行う場合、レンタル等で導入費用を節減できない理由や、後年度の活用予定や管理体制が明確になっているか。
- ⑭ 市有地・市施設を利用する事業については、市の担当課と事前の相談や協議が行われているか。

- ⑮ 土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前の相談や協議が行われているか。(採択された事業は、補助金交付申請時に「土地等使用承諾書」を提出していただくことを、提案者に説明する。)

(2) 担当課への所見依頼

補助金の重複払いを防止するため、また地域協議会での審査において、共通審査基準における必要性、実現性等の判断を行う必要があること等から、軽微な提案を除き、担当課(関係課)へ所見を求める。

2. 提案書等の事前配付

(1) 資料の事前配付

- ・事務局は、提案書の募集締切後速やかに審査資料を委員へ配付する。
(提案事業一覧表、提案書の写、採点票)
- ・資料中の個人情報に該当する項目(個人名、住所、電話番号、ファックス番号)を消し、送付する。
- ・審査日当日、委員は事前送付資料を持参する。

(2) 委員による事前採点

- ・事前配付された資料により各自採点し、採点票に記入する。

(3) 提案者への質問

- ・委員は提案書に不明な点があるときは、任意の様式に質問事項を記入し、事務局が指定する日までに事務局へ提出する。
- ・事務局は、委員からの質問事項をまとめ提案者へ送付する。

(4) ヒアリング等の実施

- ・提案者にヒアリング等の日程を通知する。(提案者は原則出席とする。)
- ・提案者がやむを得ずヒアリング等に欠席の場合、事務局が質問内容の聞き取りを行い、聞き取りの範囲内で事務局が回答する。
- ・ヒアリングは、提案者のプレゼンテーションを兼ねたものとする。
- ・ヒアリング等は、1提案事業につきおおむね10分程度とする。ただし、提案件数が多い場合は調整することができるものとする。
- ・ヒアリング等に際して、委員は提案者の意欲を尊重した姿勢で臨むものとする。
- ・工事等を伴う事業について、必要に応じて現地確認を行うことができるものとする。

3. 協議会での審査

*審査は一覧表順に1件ごとに行う。

(1) 審議案件の説明について

- ・原則提案者がヒアリングの際にプレゼンテーションを行う。なお、必要に応じて事務局が補足説明を行う場合がある。

(2) 委員関連案件の取扱い

- ・事務局は提案書の受付の際に、委員が提案団体の代表者かどうかや、提案案件との関わりの有無等を把握し、ヒアリングの実施前に会長へ報告する。
- ・委員が提案団体の代表者となっている場合、当該委員はその提案案件の協議、審査には加わらないものとする。また、委員が提案案件に関わっていた等の場合の協議、審査への参加の是非は、当該委員の自主判断とする。

(3) 採点

- ・三和区の採択方針、基本審査・共通審査基準、三和区地域活動支援事業のしおりをもとに採点を行う。
- ・1つの案件が終了するごとに、採点票を回収する。採点票は無記名とする。
- ・事務局は、速やかに集計を行う。

(4) 採点票の集計（集計中会議中断・休憩）

- ・採点結果により次の手順で優先順位をつける。

(ア) 基本審査基準により事業の目的に合致するか否かは、「適合する」「適合しない」を選択した人数の多い方を採用する。同数のときは、会長に一任する。

(イ) 優先採択方針に「適合する、しない」は、「適合する」「適合しない」を選択した人数の多い方を採用する。同数のときは、会長に一任する。

(ウ) 共通審査基準の①から⑤までの項目ごとに点数を合計し、採点者の数で除し、平均値を求める。（原則小数点以下第3位切り捨て）平均値合計が同点の場合は①から⑤の順に点数の高い方を上位とする。合計点の高い順に並べる。

※イメージ表 ①参照

(エ) 基本審査基準により事業目的に合致しないに該当した事業及び共通審査基準の点数が13点未満の事業は採択しない。（採択ライン13点以上）

※イメージ表 ①参照

(オ) 優先採択方針に適合する事業を優先するため、不適合の事業の順位を適合する事業の下位に移動する。

※イメージ表 ②参照

*イメージ表 ① 配分額 600 万円 提案件数 11 件（以下の表も同様の想定）

(ウ) (エ) 「基本審査基準の事業目的に合致、共通審査基準採点 13 点以上」

優先 順位	事業 名	事業 目的 合致	優先採択 方針との 整合	補助額 万円	共通審査基準					合 計 点	摘要
					①	②	③	④	⑤		
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	
5	E	○	○	90	3	3	3	3	3	15	②の点数によりEが上位
6	F	○	×	60	3	2	4	3	3	15	
7	G	○	○	150	3	3	3	2	3	14	
8	H	○	×	80	3	3	3	2	2	13	
9	I	○	○	40	2	2	2	2	2	10	不採択
10	J	○	×	100	2	2	2	1	1	8	不採択
11	K	×	○	20	3	3	3	3	3	15	不採択

採 択
ラ イ ン

*イメージ表 ②

(オ)「三和区の優先採択方針に適合する」

優先 順位	事業 名	事業 目的 合致	優先採択 方針との 整合	補助額 万円	共通審査基準					合 計 点	摘要
					①	②	③	④	⑤		
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	
5	E	○	○	90	3	3	3	3	3	15	
6	G	○	○	150	3	3	3	2	3	14	採択方針を優先 したため順位逆 転
7	F	○	×	60	3	2	4	3	3	15	
8	H	○	×	80	3	3	3	2	2	13	
9	I	○	○	40	2	2	2	2	2	10	不採択
10	J	○	×	100	2	2	2	1	1	8	不採択
11	K	×	○	20	3	3	3	3	3	15	不採択

(5) 集計結果の報告 ※イメージ表 ③参照

- ・集計作業が終了次第会議を再開する。
- ・事務局は、集計結果をコピーし、配付する。
- ・委員は、優先順位が適当であるか（手順に誤りがないか）確認する。

*イメージ表 ③

「集計結果の報告」

優先 順位	事業 名	事業 目的 合致	優先採択 方針との 整合	補助額 万円	共通審査基準					合 計 点	補助 額の 累計	残額
					①	②	③	④	⑤			
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	120	490
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	240	370
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	340	270
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	440	170
5	E	○	○	90	3	3	3	3	3	15	530	70
6	G	○	○	150	3	3	3	2	3	14	680	
7	F	○	×	60	3	2	4	3	3	15	740	
8	H	○	×	80	3	3	3	2	2	13	820	
9	I	○	○	40	2	2	2	2	2	10	不採択	
10	J	○	×	100	2	2	2	1	1	8	不採択	
11	K	×	○	20	3	3	3	3	3	15	不採択	

配分額
ライン

(6) 採択すべき事業等の決定 その1 ※イメージ表 ④参照

- ・優先順位の上位から配分額に達するまでを採択すべき事業とする。
- ・採択すべき事業について、事業ごとに採択額を決定する。
(補助率は10/10以内であるが、原則100%のため通常補助希望額が採択額となる。)
- ・ボーダーライン上の事業は残額を補助額として採択すべき事業(例のG事業は補助額は70万円)とする。
- ・採択すべき事業の提案者(例のG事業)から辞退の申し出があった場合は、次点の事業(例のF事業)を採択すべき事業とする。(例のF事業 補助額60万円)
- ・次点の事業の提案者(例のF事業)からも辞退の申し出があった場合は、同様に採択すべき事業を次点へ送る。(例のH事業)ただし、基本審査基準により事業目的に合致しないに該当した事業及び下限点数未満の事業は採択すべきでない事業であるため、採択はしない。
- ・特記事項の確認を行う。

*イメージ表 ④

優先順位	事業名	事業目的合致	優先採択方針との整合	補助額 万円	共通審査基準					合計点	補助額の累計	摘要
					①	②	③	④	⑤			
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	120	採択
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	240	採択
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	340	採択
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	440	採択
5	E	○	○	90	3	3	3	3	3	15	530	採択
6	G	○	○	150	3	3	3	2	3	14	辞退	不採択
7	F	○	×	60	3	2	4	3	3	15	590	採択
8	H	○	×	80	3	3	3	2	2	13		不採択
9	I	○	○	40	2	2	2	2	2	10	不採択	
10	J	○	×	100	2	2	2	1	1	8	不採択	
11	K	×	○	20	3	3	3	3	3	15	不採択	

採択額の合計 590万円 残額 10万円

(6) 採択すべき事業等の決定 その2 ※イメージ表 ⑤参照

- ・審査に係る全体協議を経て、補助金額等を調整し採択することができる。

*イメージ表 ⑤

優先 順位	事業 名	事業 目的 合致	優先採択 方針との 整合	補助額 万円	共通審査基準					合 計 点	補助 額の 累計	摘要
					①	②	③	④	⑤			
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	120	採択
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	240	採択
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	340	採択
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	440	採択
5	E	○	○	90	3	3	3	3	3	15	530	採択
配分額 ライン	6	G	○	80→50	2.92	2.78	2.85	2.92	2.50	13.97	580	採択
	7	F	○	30→20	3.08	2.75	2.75	2.66	2.66	13.90	600	採択
	8	H	○	80	3	3	2	2	2	12	—	不採択
	9	I	○	40	2	2	2	2	2	10	—	不採択
	10	J	○	×	2	2	2	1	1	8	—	不採択
	11	K	×	○	20	3	3	3	3	15	—	不採択

(7) 不採択となる事業等の確認

- ・その他特記事項などを再確認する。
- ・条件を付けて採択する場合や不採択となった事業について提案者に伝えるため、具体的な理由を委員全体で協議する。

(8) 残額の取り扱い

- ・採択すべき事業の補助額の合計が配分額に達しなかったときは、残額の状況により追加募集について協議を行う。
- ・追加募集の実施については、配分額の5%を目安とする。また、追加募集は、1回とする。

(9) 市への報告

- ・採択すべき事業、採択すべきでない事業、採択額、事業実施者（提案者）への意見を総合事務所長へ報告する。
- ・個々の採点票の特記事項を事業実施者（提案者）への意見とする。ただし、同意見はまとめる場合がある。

(10) 提案者へ結果通知

- ・総合事務所長は、協議会の報告を尊重し採択事業を内定の上、速やかに提案者へ通知する。

1. 採点対象

事業名	事業
提案者名	

2. 採点内容

(1) 基本審査

基本審査内容	左記基準との適合性
・地域活動支援事業の目的と合致しているか	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
適合しない理由	

(2) 地域自治区の採択方針

当区の「優先採択方針」	左記方針との適合性
<p>1 優先して採択する事業</p> <p>三和区の住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択します。</p> <p>①「地域活性化事業」地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業</p> <p>②「安全・安心サポート事業」子供から高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらう事業</p> <p>③「地域農業振興事業」農業の担い手育成や農業資源を活用し、新たな価値を創出する事業</p> <p>④「歴史的資産の保全・保存事業」後世に残すべき自然・環境・文化財などを保存する事業</p> <p>⑤「健全育成または健康増進事業」子どもから高齢者まで広範囲にわたり健康を推進する事業や人材の育成事業</p> <p>⑥「人材養成・確保事業」地域自治を担う人材を養成・確保する事業</p>	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない

(3) 共通審査基準

審査項目	審査基準	当区の配点	採点欄	1点を付けた場合に理由を記入
① 公益性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか 全市的な方向性と合致しているか 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか 	5		
② 必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか 地域の実情や住民要望に対応したものか 緊急性の高い提案事業であるか ほかの方法で代替できないものであるか 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか 	5		
③ 実現性	<ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか 資金調達の規模や時期に無理はないか 	5		
④ 参加性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか 	5		
⑤ 発展性	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか 提案団体に、信頼性や将来性はあるか 	5		
合計	* 採点は整数で行ってください。	25		

・ 5点…優れている ・ 4点…やや優れている ・ 3点…普通 ・ 2点…やや劣っている ・ 1点…劣っている

(4) その他特記事項

--

1 体制

○里公分団 R2.4.2 現在

消防部	団員数(人)	車種/台数	可搬ポンプ(台)
第1部(川浦、番町、神明町)	15	ポンプ車/1 (H5.11)	0
第2部(中野、窪、法花寺、水科)	19	積載車/1 (H26.1)	1
第3部(水吉、鴨井、上田、下田)	10	積載車/1 (H24.4)	1
第4部(下中、稲原、野、日和町)	17	積載車/1 (H26.1)	1
合計	61	4	3

<火災発生時の参集状況>

- 各消防部で昼夜の別で参集団員数が異なる。昼は第3部が車で出動できる5人、夜は各部所属団員の7割以上が参集している。昼は区内勤務や自営業、農業が少なく、区外勤務者は職種にもよるが出動できる団員が少ない。
- 日中は第1部消防部と第2部消防部は3人、特に第4部が2人と少ない。



第1部・第4部	30	/1 ()	(予備1)
第2部・第3部	22	積載車/1 (H26.1)	1 (予備1)
合計	52	2	1~2 (予備2)

※：第1部・第4部は、令和2年9月現在ポンプ車か積載車か協議中。

再編後余剰の車両は、今後消防部では使用しない。

小型ポンプ等の資機材は使用する。

○上杉分団 R2.4.2 現在

消防部	団員数(人)	車種/台数	可搬ポンプ(台)
第1部(今保、大東、下田島)	16	ポンプ車/1 (H12.3)	0
第2部(大西、三村新田、井ノ口、浮島)	8	積載車/1 (H25.10)	1
第3部(島倉、北代、下新保)	8	積載車/1 (H3.9)	1
第4部(所山田、岡田、山高津、弘沢、桑曾根)	19	積載車/1 (H23.2)	1
合計	51	4	3

<火災発生時の参集状況>

- 全消防部が火災時に出動できるかどうか微妙な数の団員しか参集・出動できない状態である。この状況は昼夜ほぼ同じで、夜でも各部1人増えるかどうかである。



第1部・第2部	22	積載車/1 (H25.10)	1 (予備1)
第3部・第4部	25	積載車/1 (H23.2)	1 (予備1)
合計	47	2	2 (予備2)

※：再編後の余剰車両は、今後消防部では使用しない。

○美守分団 R2.4.2 現在

消防部	団員数(人)	車種/台数	可搬ポンプ(台)
第1部(錦、柳林、岡木、上広田)	14	ポンプ車/1 (H16.11)	0
第2部(米子、広井、下広田、本郷、沖柳)	13	積載車/1 (H26.2)	1
第3部(越柳、神田、塔ノ輪)	17	積載車/1 (H3.9)	1
第4部(山腰新田、末野、末野新田)	12	積載車/1 (H22.2)	1
合計	56		3

<火災発生時の参集状況>

- 各消防部で日中は2人から4人程度が参集している。夜間は半数程度参集しているが、車両を動かすために最低必要限の人数であり、問題ないと判断している。昼は仕事で職場を離れられない団員もいる。



第1部・第2部	25	ポンプ車/1 (H16.11)	(予備1)
第3部・第4部	27	積載車/1 (H26.2)	1 (予備1)
合計	52	2	1 (予備2)

※：第3部・第4部は、第2部の積載車を使用する。

2 器具置場(拠点)

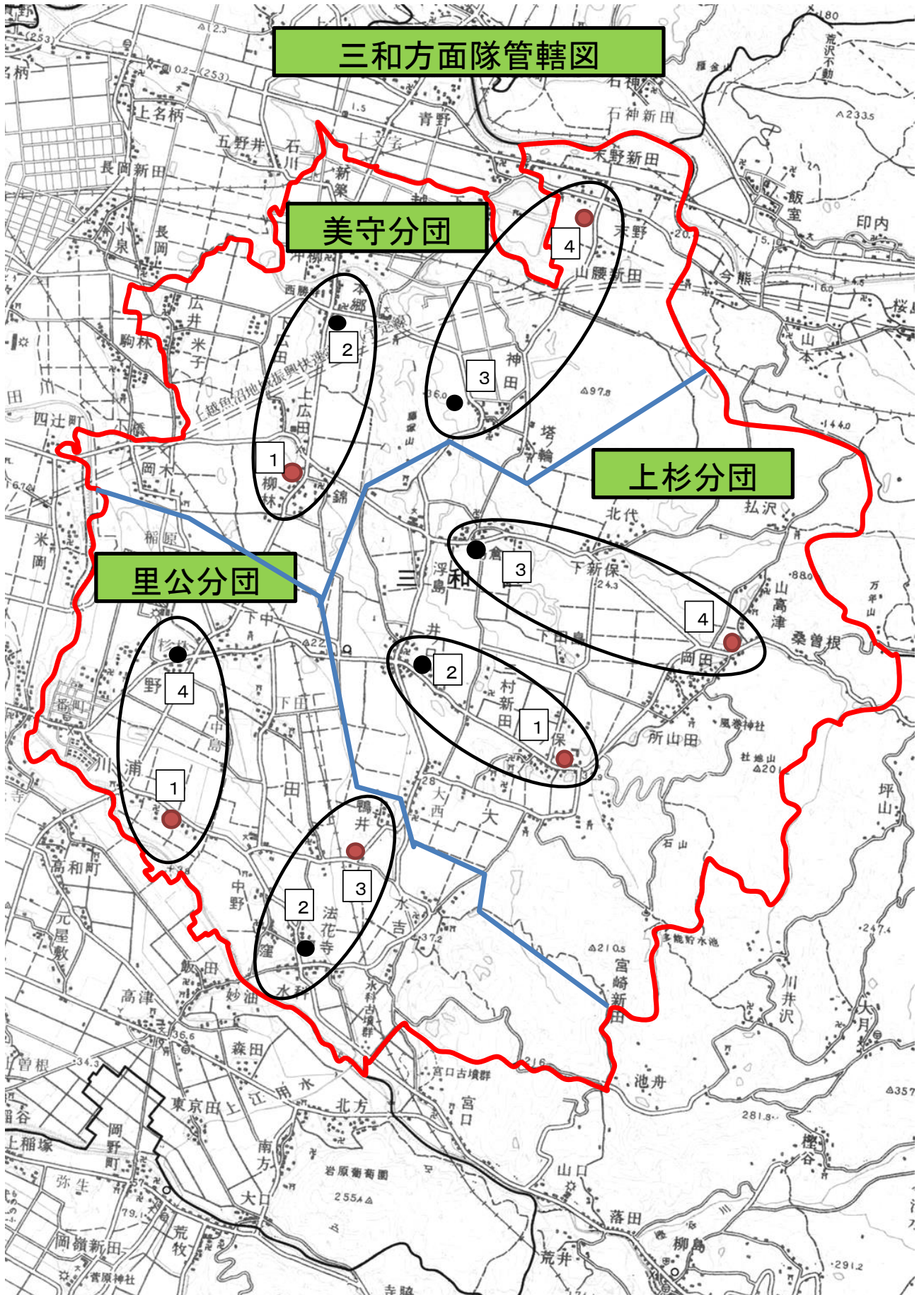
里公分団	上杉分団	美守分団
第1部と第3部	第1部と第4部	第1部と第4部
第2部と第4部の器具置場は資機材置場として使用する。	第2部と第3部の器具置場は資機材置場として使用する。	第2部と第3部の器具置場は、資機材置場等で使用する。
統合した消防部において、再編後小屋を新築することとなった場合は、建てる場所について町内会の意見も参考としたい。		

3 活動・訓練

里公分団	上杉分団	美守分団
全ての消防部で班分けを行い、夜警等はローテーションで実施し、団員の負担軽減を図る。		
定期的な資機材の点検に合わせて、火災対応力の向上のために、分団内で無線交信訓練や放水訓練を実施する。		

4 団員確保

里公分団	上杉分団	美守分団
団員が引き続き、町内会行事等や戸別訪問などで入団を呼びかける。		
町内会と協力し、総会等の会議の場で入団を呼びかける。		
町内会と消防団が、入団が見込める人に合同で勧誘を行う。	町内会長と連携し、入団が見込める人に対して戸別訪問を行い、現状の団員数が減員しないように努める。	町内会と消防団が、入団が見込める人に合同で勧誘を行う。



●: 拠点(車両置場)
 ●: 再編後資機材置場